

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第10号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）					
組織		職		組織		職			
知事	本庁	略		知事	本庁	略			
		統括本部	危機管理・報道監			1種	統括本部	危機管理・報道監	1種
			<u>総合防災統括監</u>			<u>1種</u>			
			総括政策監			2種		総括政策監	2種
			略			略		略	略
	略		略		略		略		
	健康福祉本部	略	略	健康福祉本部	略	略	略		
			がん対策総括監		2種		がん対策総括監	2種	
			粒子線治療推進監		3種		<u>歯科医療総括監</u>	<u>2種</u>	
		略	略		粒子線治療推進監	3種	略		
農林水産商工本部	国際戦略統括監	1種	農林水産商工本部	国際戦略統括監	1種				
	企業立地総括監	2種		<u>企業立地統括監</u>	<u>1種</u>				
	略	略		企業立地総括監	2種				
略		略		略		略			

改正前				改正後			
現地 機関	略			現地 機関	略		
	くらし環境本 部	略	略		くらし環境本 部	略	略
		博物館副館長	4種			博物館副館長	4種
		<u>九州陶磁文化館長</u>	<u>2種</u>			九州陶磁文化館副館長	<u>3種</u>
		九州陶磁文化館副館長	4種			略	略
	健康福祉本部	略	略		健康福祉本部	略	略
		総合看護学院副学院長	3種			総合看護学院副学院長 (総合看護学院長が定めるものに限る。)	3種
		精神保健福祉センター 所長	3種			総合看護学院副学院長 (総合看護学院長が定めるものを除く。)	4種
	略	略		略	略		
農林水産商工 本部	略	略	農林水産商工 本部	略	略		
	<u>玄海水産振興センター 所長</u>	3種		<u>水産振興センター所長</u>	3種		
	<u>有明水産振興センター 所長</u>	<u>2種</u>		高等水産講習所長	3種		
	高等水産講習所長	3種		略	略		
	略	略		略	略		
略			略				
経営支援本部	略	略	経営支援本部	略	略		

改正前					改正後				
			九州国際重粒子線がん 治療センター担当本部長	2種				九州国際重粒子線がん 治療センター担当本部長	2種
			首都圏営業本部副本部長(上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する者に限る。)	3種			首都圏営業本部副本部長(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が8級である職員の職に限る。)	2種	
			首都圏営業本部副本部長(上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する者を除く。)	4種			首都圏営業本部副本部長(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級である職員で上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理するものの職に限る。)	3種	
			略	略			首都圏営業本部副本部長(行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級である職員及び7級である職員(上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する職員を除く。))の職に限る。)	4種	
			略	略			略	略	
略					略				

改正前				改正後			
人事委員会	人事委員会事務局	略 副事務局長	略 3種	人事委員会	人事委員会事務局	略 副事務局長 参事	略 3種 4種
略				略			
公安委員会	警察本部	略 検視官 略	略 4種 略	公安委員会	警察本部	略 検視官室長 略	略 4種 略
	略				略		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。